

第 2 期南丹市子ども・子育て支援事業計画及び 南丹市子どもの貧困対策整備計画策定業務

1. 業務目的

本業務は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、国が示す基本指針に基づく利用希望把握調査を実施し、2020 年度を始期とする「第 2 期南丹市子ども・子育て支援事業計画」（5 ヶ年計画）を策定するとともに、子どもの貧困に係る課題解決のため、必要かつ有効な施策展開や支援体制の整備を図るため、子どもの貧困に係る市内の実情を把握するための実態調査を実施し、多様かつ複合的な困難を抱える子どもや家庭等に対して、ニーズに応じた適切な支援を行い、地域における総合的な支援体制の確立を図れるよう、2020 年度を始期とする「南丹市子どもの貧困対策整備計画」（5 ヶ年計画）を策定することを目的とする。

2. 業務期間等

基礎調査業務：2018 年度 契約締結日の翌日～2019 年 3 月 15 日
計画策定業務：2019 年度 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 15 日

3. 業務内容

(1) 関連福祉計画等の把握

子育て支援や貧困対策を進める上では、地域における福祉施策の他、障害児福祉や男女共同参画の取り組みとの関係が非常に重要であることから、第 3 期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画（2018 年度～2022 年度）、南丹市障害者計画及び第 5 期障害者福祉計画・第 1 基障害児福祉計画（2018 年度～2020 年度）、また次期南丹市男女共同参画行動計画等、関連する福祉計画等の内容を精査するとともに、各計画の背景にあるそれぞれの実態やニーズについても十分把握する。

(2) 基礎調査業務（2018 年度）

ア. 第 2 期南丹市子ども・子育て支援事業計画

a. 現状把握

第 1 期南丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について評価を行う。

b. ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用希望把握のために、国が示す基本指針と考え方を基に、本市の子育て支援施策に関するニーズ調査を実施・分析を行い、報告書としてまとめる。

① 調査対象

調査対象は次を基本とする。

- ・就学前児童の保護者 950人程度
- ・就学児童（小学生1～4年生）の保護者 820人程度

②調査票の作成（設問設計）

調査項目については、国の基本指針と考え方を踏まえ、本市の子ども・子育て支援事業計画を策定するために必要十分な情報が得られる内容で構成する。

③調査票の配布及び回収方法

調査票の配布及び回収については、郵送で行う。

④調査回答の集計と分析

単純集計、クロス集計及び自由回答の集約等の他、本市の子ども・子育て支援事業計画を策定するために必要十分な分析を行う。

c. ヒアリング調査の実施

関係機関や関係団体、事業所等へ、ヒアリング又は記入式の調査を実施し、施策課題やニーズの把握・分析を行う。

d. 調査結果報告

ニーズ調査及びヒアリング調査の結果と分析した内容は、報告書としてまとめる。

e. 南丹市子ども・子育て会議での検討

ニーズ調査の実施にあたり、南丹市子ども・子育て会議（2回程度）で協議し、意見を伺う。

イ. 南丹市子どもの貧困対策整備計画

a. 実態調査

子どもの貧困対策整備計画の策定に向けた実態把握のために、国が示す指標項目や調査項目の具体的事例を参考に、実態調査の実施・分析を行い、報告書としてまとめる。

①調査対象

調査対象は次を基本とする。

- ・小学5・6年生の児童とその保護者 各250人程度
- ・中学1～3年生の児童とその保護者 各220人程度
- ・生活保護受給世帯の内、乳児から18歳の児童がいる保護者 30人程度
- ・ひとり親世帯の内、乳児から18歳の児童がいる保護者 250人程度、

②調査票の作成（設問設計）

設問内容については、次の調査項目例を参考に、調査対象者ごとに設問を設計し、調査票を作成する。

【調査項目例】

- 貧困の状況にある子どもや家庭の支援ニーズの所在を把握するための調査
- ・教育の支援に関する調査項目

- ・登校状況、勉強時間、勉強場所、学校の勉強の理解度、希望学歴と見込まれる学歴等
- ・子どもの放課後の過ごし方
- ・教育関連の支出で負担に感じるもの
- ・子どもの進学に関する不安
- ・生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に関する調査項目
 - ・子どもを養育する世帯の構成、住居の状況、学歴、就業の状況、世帯のおおよその収入等
 - ・親子の会話の時間、会話の内容、学校生活の満足度、子どもの悩み事、子どもの自己肯定感
 - ・子どもの食事
 - ・子どもの入浴習慣、起床就寝時間、テレビやインターネットを使用する時間
 - ・子どもの歯の状況、医療機関のかかり方、子どもの健康状況
- 自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用意向に関する調査項目
 - ・施策に関する情報収集の方法を把握
 - ・公的な相談体制に関する認知度・利用度・利用意向の把握
 - ・経済的支援など施策ごとの認知度・利用度・利用意向の把握
 - ・今後実施しようとする施策の利用意向の把握

③調査票の配布及び回収方法

調査票の配布及び回収については、小学校又は中学校を通じて行う方向で考えている。また、ひとり親世帯や生活保護世帯へは郵送や担当者の訪問によって行う。

④調査回答の集計と分析

単純集計、クロス集計及び自由回答の集約等の他、本市の子どもの貧困対策整備計画を策定するために必要十分な分析を行う。

b. アンケート調査及びヒアリング調査の実施

資源量を把握するため、福祉や教育関係課に対する庁内調査、地域の子育て支援団体（NPO法人を含む）へのアンケート調査の他、ヒアリングを実施する。

c. 調査結果報告

実態調査及びヒアリング調査の結果並と分析した内容は、報告書としてまとめる。

d. 南丹市子ども・子育て会議での検討

実態調査の実施にあたり、南丹市子ども・子育て会議で協議し、意見を伺う。

(3) 計画策定業務（2019年度）

ア. 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画

a. ワークショップ等、市民参加の企画提案及び開催

ニーズ調査やヒアリング調査以外に、広く市民のニーズや意見を聞く場として、ワークショップ等を企画し、開催する。

b. 計画書の作成

ニーズ調査の結果や市民の声を基に、本市における地域福祉や障害児者福祉の実態等を押さえた上で、国の基本指針と考え方を軸に、第2次南丹市総合振興計画並びにそれぞれの福祉計画の内容も踏まえながら、5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である、「子ども・子育て支援事業計画」を策定すること。あわせて、その他本市が必要と判断する子育て支援に関する施策を含めた計画を策定する。

c. 南丹市子ども・子育て会議での検討

計画策定にあたり、南丹市子ども・子育て会議で協議し、意見を伺う。

d. パブリックコメント実施

計画策定にあたり、パブリックコメントを実施し、広く意見を伺う。

e. 計画書（冊子）の原稿作成

計画書を基に目に訴える計画書とするため、デザインやイラスト、グラフを用いて作成する。

イ. 南丹市子どもの貧困対策整備計画

a. ワークショップ等、市民参加の企画提案及び開催

実態調査やヒアリング調査以外に、広く市民のニーズや意見を聞く場として、ワークショップ等を企画し、開催する。

b. 計画書の作成

実態調査の結果や市民の声を基に、本市における福祉の実態や障害児者福祉の実態等を押さえた上で、国の「子供の貧困対策に関する大綱」、国の指標、京都府子どもの貧困対策整備計画、南丹市子ども・子育て支援事業計画の他、関係計画を踏まえ、多様かつ複合的な困難を抱える子どもや家庭に対し、ニーズに応じた確実な支援を適切に行うとともに、地域における総合的な支援体制の確立のため、5年間を一期とした「子どもの貧困対策整備計画」を策定する。

c. 南丹市子ども・子育て会議での検討

計画策定にあたり、南丹市子ども・子育て会議で協議し、意見を伺う。

d. パブリックコメント実施

計画策定にあたり、パブリックコメントを実施し、広く意見を伺う。

e. 計画書（冊子）の原稿作成

計画書を基に目に訴える計画書とするため、デザインやイラスト、グラフを用いて作成する。

4. 業務の成果品

(1) 2018年度業務完了時

ア. 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画

・ニーズ調査結果報告書

イ. 南丹市子どもの貧困対策整備計画

・実態調査報告書

(2) 2019年度業務完了時

ア. 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画

①計画書

②概要版

イ. 南丹市子どもの貧困対策整備計画

①計画書

②概要版